

[illegible]

2

雷保護設備

1

雷保護設備

(1) 建物等の雷保護設備

・ 設ける

・ 設けない

※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。

(2) 適用JIS

・ JIS A 4201 : 2003 (新JIS)

・ JIS A 4201 : 1992 (旧JIS)

・ JIS Z 9290-1 : 2014

・ JIS Z 9290-3 : 2014

・ JIS Z 9290-4 : 2009

(3) 外部雷保護 (旧JIS以外の場合)

・ 有り

・ 無し

※ 詳細は、図示 (図面) による。

(4) 内部雷保護 (旧JIS以外の場合)

・ 有り

・ 無し

※ 詳細は、図示 (図面) による。

(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護

・ 有り

・ 無し

※ 詳細は、図示 (図面) による。

(6) SPDを用いた雷サージ低減

・ 有り

・ 無し

※ 詳細は、図示 (図面) による。

※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。

3

資材調達

1

資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類 (実際の取引伝票等) を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

2

労働者確保

(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用 (以下「実績変更対象間接費」という。)) について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準 (福島県土木部) に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営繕費 (共通仮設費における仮設建物費) : 労働者送迎費・宿泊費・借上費
労務管理費 : 募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額 (建築関係工事積算基準に基づき算出した額) における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費 (営繕費) : 設計書に積上げ計上された金額
2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費 (労務管理費) の割合 : 3.74%

(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書 (様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の不出いものは金額の適切性を証明する金額計算書など。) を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4

準備期間確保工事

1

準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間 (〇〇日間) 内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日 (工事の始期) を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

2

フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

3

着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

4

コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

5

福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

6

その他

・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。 (準備期間確保工事)

・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。 (フレックス工事)

5

工程関係

1

工程関係

○ 調整 無し
・ 別途工事との工程調整が必要 有り
調整項目
・ 資材等の流用
・ 施工順序の調整
・ 仮設及び工事用道路等の調整
・ 図示による
・ その他 (建設機械等の調整)

2

施工時期

施工時間
施工方法
・ 制限 無し
○ 制限 有り
・ 制限する工程名 (すべての工程)
・ 施工時期 (土日祝日のみ
・ 図示による
○ その他 (庁舎管理者との協議による))
・ 施工時間 (9 時 ~ 16 時まで)
・ 施工方法 ()

3

他機関との協議

・ 有 (年 月 日 別紙のとおり)
・ 無
・ 有 (: ~ : 別紙のとおり)
・ 無

4

工事用地

・ 下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 ())
(2) 資材置き場 (※ 構内 ())
(3) 建設発生土 (埋戻し、盛り土用) の仮置場所 (※ 構内 ())

5

公害対策

・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による ())

5

工事区分

別表-1 の記入上の注意 : ※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には、を○に変え、※を・に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。

別表-1 設備工事との工事区分表

工 事 内 容		建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電 気 関 係	配電盤 ・ 制御盤の基礎	※	・	
		屋内	※	・	
		屋外	※	・	
		屋上	※	・	
		自家発電機の基礎 (アンカーボルトを除く)	※	・	
	機 械 関 係	テレビアンテナ基礎 (アンカーボルトを除く)	※	・	
		避雷針の基礎 (アンカーボルトを除く)	※	・	
		屋内設備 (架台、アンカーボルトを除く)	※		・
		屋上設備 (架台、アンカーボルトを除く)	※		・
		屋外設備 (架台、アンカーボルトを除く)	※		・
開 口 部	架台、アンカーボルト	・	※	※	
	特記した基礎	※	・	・	
	梁、床、壁	・	※	※	
	貫通スリーブ	・	※	※	
	梁、床、壁	※			
	貫通型枠	※			
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	※			
	埋込形分電盤、端子盤等の仮枠	・	※	・	
	上記開口部の補強	※	※	※	
	上記開口部の墨出し	※	※	※	
スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む)	・	※	※		
フリーアクセスフロア用配線器具	※				
点 検 口	※				
外部取付ガラリ	※				
湯沸室のフード	※	・	・		
換気扇の取付枠	・	・	・		
流 し 台	排水トラップ共	※		・	
防 油 堤	オイルサーピスタンの防油堤	※	・		
床下水槽のマンホールふた	タンク基礎	※		・	
	雨水	※		・	
屋外排水管	汚水、雑排水	※		・	
雨水立管 (たてどい)		※			
トイレ手すり		※		・	
化粧鏡 (衛生器具まわり)		・		※	
はめ込形洗面器用カウンター (前板共)		※		・	
ガスボンベ転倒防止用の鎖				※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※			
	防火扉リリース		※		
	電極棒		・	※	
	配線ビッド及びふた	※	・		
	機器などへの接続 (1 次側)		※	・	
	機器付属の制御盤以降の 2 次側の配線配管 (接地共)			※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線		※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線		※		
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管 (接地共)		※	・	
天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線		・	※		
個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線 (接地共)		・	※		
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線		※			
小便器用節水装置の制御盤以降の 2 次側の配管配線		・	※		
ガス漏れ検知器	電気錠及び通電金具	※	・		※
電 気 錠	TENキー及び制御盤	※	・		
エレベーター出入口三方枠 (金属製)		※		・	
エレベーター出入口三方枠 (石製)		※		・	
シャワーユニット		※		・	
バスユニット		※		・	
洗濯機パン		・		※	
システム天井	ボード ・ テーパー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート	※		※	※
消火器ボックス		※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤			・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置 (別途、盤に組込む)				・	

福島県建築関係工事特記仕様書

福島県県南建設事務所建築住宅課
電話 024-23-1638 FAX 0248-23-1504
住所 白河市昭和町269番地

設計年: 令和7年5月

建築士事務所名

設計者氏名

工事名称

福島県文化財センター白河館防災設備更新工事

図面名称

電気設備工事特記仕様書 (2)

図面番号

E-03

現場環境改善（快適トイレの設置）	○ 1 内容	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) 【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 騒音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトベーパー予備置き場等) ② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。 ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。	9 熱中症対策	(1)工期・工程等	・ 猛暑による作業不能日数	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	○ 2 設置に要する費用	快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										